

共通規定

1. (適用範囲)

本共通規定は、預金関連規定のうち、当座勘定、譲渡性預金を除く、各預金規定等に共通する事項を定めたものです。

2. (反社会的勢力との取引拒絶)

当金庫との預金・定期積金(以下「預金等」といいます)取引は、3.(1)、(2) AからE、および(3) AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、3.(1)、(2) AからE、または(3) AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金等口座の開設をお断りするものとします。

3. (解約)

各規定によるほか、次の各号の一にでも該当し、預金・定期積金契約者(以下「預金者等」といいます)との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金等取引を停止し、または預金者等に通知することによりこの預金等口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じた時は、その損害額を支払ってください。

(1) 預金者等が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

(2) 預金者等が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金などを提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(3) 預金者等が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

4. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫は、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項(1)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとし、変更日以降は、変更後の内容により取り扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

5. (準拠法、合意管轄)

(1) 本規定の準拠法は日本法とします。

(2) 当金庫との預金等に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫(本店)の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上